

平成29年第3回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成29年9月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊	雄君
	1番	田村泰	之君
	2番	村上寿	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	10番	野口	圓君
	11番	藤枝	浩君
	12番	飯田正	憲君
	13番	西山	猛君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小藺江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸	樹君
副	市	長	久須美忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 淵 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
会 計 管 理 者	柴 田 常 雄 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
監 査 委 員 事 務 局 長	太 田 周 夫 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	飛 田 信 一
議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 6 号

平成29年9月15日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書
- 日程第3 請願第29-5号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第4 陳情第29-2号 特措法に基づく旧平安閣の迅速かつ適切な行政代執行に関する陳情書
- 日程第5 認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第2号 平成28年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第66号 笠間市債権管理条例について
- 議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例について
- 議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
- 議案第69号 工事請負契約の締結について（市民センターいわま改修工事）
- 議案第70号 和解について
- 議案第71号 和解について
- 議案第72号 和解について
- 議案第73号 和解について
- 議案第74号 和解について
- 議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第77号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書
- 日程第3 請願第29-5号 教育予算の拡充を求める請願

- 日程第4 陳情第29-2号 特措法に基づく旧平安閣の迅速かつ適切な行政代執行に関する陳情書
- 日程第5 認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 平成28年度笠間市水道事業会計決算認定について
 認定第3号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第62号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
 議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例について
 議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例について
 議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
 議案第66号 笠間市債権管理条例について
 議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例について
 議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）
 議案第69号 工事請負契約の締結について（市民センターいわま改修工事）
 議案第70号 和解について
 議案第71号 和解について
 議案第72号 和解について
 議案第73号 和解について
 議案第74号 和解について
 議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
 議案第76号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第77号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第78号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第80号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第81号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 議案第82号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

- 議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。
ご報告申し上げます。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

- 議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

- 議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番橋本良一君、8番石田安夫君を指名いたします。

請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書

- 議長（海老澤 勝君） 日程第2、請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書を議題といたします。

付託委員会の総務産業委員長から審査の経過並びに結果について報告願います。
総務産業委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

- 総務産業委員長（小松崎 均君） 去る平成29年の第2回の定例会におきまして、総務産業委員会に付託をされて継続審査になっておりました請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

審査の経過としましては、閉会中の7月21日、対象となる日本原子力発電株式会社、以下原電とさせていただきますが、出席を要請し、再稼働の審査状況、20年延長申請に対する考え方など、現状を把握するために聞き取りをいたしました。その後、請願者である東海第2原発の再稼働を考える会のメンバーの方から、当委員会との話し合いの機会を設けてほしい旨の要望がありましたけれども、当委員会としては、請願の趣旨は十分理解しており、それには及ばないとする旨を回答いたしました。その後、再度、原電に対する聴聞の経緯、9月定例会に向けた委員会の審査日程などについて、文書による回答を求められましたので、原電には、当委員会審査の一環として、再稼働の審査状況や20年延長申請の考え方など、現状を把握するため出席を要請したこと、また、9月定例会で結果を出すべく随時委員会を開いていく旨を文書で回答いたしましたわけでございます。

また、8月21日、そして今期定例会中の9月5日、本請願について審査を行いました。

前回、6月定例会では、原子力規制委員会での審査結果が出されておらず、安全性の確認が担保されない以上、委員会として判断できないことから継続審査といたしました。しかしながら、請願の趣旨である20年延長申請に反対する意見書の提出ですので、請願者に対し誠意を持った対応として、20年延長の申請期限である11月28日の前の今期定例会には採択、不採択の結論を出すべきであるとする意見が集約をされたわけでございます。

各委員の意見で、賛成の立場からは、40年を経過し、老朽化した東海第二原発をさらに20年延長させることはやめるべきである、避難計画が実効性あるものになっていないなどの意見がありました。

また、反対の立場からは、原子力規制委員会での技術的専門家の結果を待つて判断したい。よって、現時点での請願を採択するのは早計である。現在の原子力の再稼働に向けた審査の過程やシステムを信頼しているので、その結果を待ちたい。さらには、意見書の提出先の一つとして原電を指定されているが、地方自治法第99条に照らして、民間事業者への意見書を提出することは適当ではないことも反対の理由として挙がっていました。

そのほかの意見として、県民投票があるとすれば再稼働について反対の立場をとるが、原発関連で従事する人たちの生活等を考え、拙速な廃止ではなく賢明な判断で収束すべきである。また、今回の県知事選挙の笠間市における結果では、東海第二原発の再稼働を明確に反対する橋本氏、鶴田氏の合計得票を大井川氏の得票が上回っており、この結果も参考にできるなど、さまざまな意見が出されました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上が、総務産業委員会で付託された請願第29-2号の審査結果であります。議員各位のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

西山議員。

○13番（西山 猛君） 改めてお聞きいたします。

第2回定例会期から継続審査ということになったわけですが、今期定例会までの間、簡単に、どのような内容で何回審査が行われたかをお願いします。

また、請願書には、賛同した議員が紹介議員として署名、捺印をしているわけですが、議員に対する参考意見などの聴取、これはあったのか、なかったのか。さらに、なかったとすればそれはどういう意味なのかをお願いします。

さらには、賛同する多くの市民の署名が集められて、重ねて本請願とともに提出され、6月の定例会の中では、十分に尊重した上で継続審議との判断をしたわけではありますが、今回の審議の中で、これらの署名に対する位置づけ、これはどのようなようだったのか、お尋ねをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 委員長小松崎 均君。

○総務産業委員長（小松崎 均君） お答えをいたします。

まず、何回、総務産業委員会を開催したかということでございますけれども、まず7月21日、それから8月21日、それから9月5日、それからその間に1度、つまり4回委員会を開催してございます。

それから、総務産業委員会にそのほかの議員の方の発言はあったのかという質問でございますけれども、総務産業委員会に属していない方の発言については、総務産業委員会に申し出があれば総務産業委員会で検討して承認することもできますし、しかしながら、そういう申し出はありませんでしたので、ほかの議員の方の発言というのはございませんでした。（「質疑が違う」と呼ぶ者あり）そういうことでしょうか、違うのですか。（「違うでしょう」と呼ぶ者あり）紹介議員の意見を尋ねなかったのかというご質問でしょうか。

〔「議長、整理してよ。わからなければ休憩とって整理したらいいじゃん、ちゃんと。

議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩を解きます。会議を再開します。

○総務産業委員長（小松崎 均君） 紹介議員の方の意見を尋ねなかったのかというご質問でございますけれども、委員会に対して、特にそういう申し出はございませんでしたので、委員会としては議論をしております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩を解いて、会議を再開します。

○総務産業委員長（小松崎 均君） 確かに、前回の定例会の中で申しあげましたように、たくさんの方の署名をいただいております。そのことについて、本当に真剣に慎重に審査を進めてきたわけでございますけれども、その中で、やはり何としても、例えば、一つには、先ほど申しあげましたように、民間企業に対する意見書の提出、これは99条の中で明確に、権限のある行政官庁にのみ提出できるというふうに法律で規定されておりますから、その部分について、一つの委員会として、それを拡大解釈をして民間企業に提出をするということについてはできないというふうな判断に立ったわけが一つでございます。

それからもう一つ、先ほど申しあげましたように、請願者の趣旨が、延長申請に反対するという請願でございましたから、したがって、延長申請の期限が11月28日というふうになっておりますから、どうしても今定例会において結論を出さないと請願者に対する失礼なことになるのではないだろうかということで、今回、委員会として結論を出したわけでございます。

当然のことながら、いろいろな考え方がありまして、委員会の中でもたくさんの意見がございました。その意見については、先ほど申しあげましたような賛成意見であったり反対意見であったわけでありまして。最終的に、討論を踏まえて、採決の結果、不採択という結論になった次第であります。これは、委員会の結果でありますから、ぜひそのことは、議員の皆さんの中で議論していただいて採決を賜りたいと思っております。以上であります。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ただいまの委員長の答弁の中で、整合性がないなと思って聞いていたのですが、民間に対する意見書だからちょっとそれは筋違いだから法的に難しいのだと言いつつも、この議会の中で、自治法の定める中で、この請願を採択、不採択という結論を出した、これ一体どういうことですか。何かつじつまが合わないのではないですか。もし、そういうことであれば、この請願書は議会あるいは委員会で審議するに値しないということで違う方法があるのではないですか。その点、いかがでしょうか。

そしてまた、知事選のお話が出ましたが、知事選で、調査機関によると、投票した7割強の人たちが原発の再稼働に反対しているということが切実な思いで伝わっていると思うのですが、そういうことは、この笠間市の議会あるいはその委員会の中で尊重されなかったのか。

余計な話になりますが、委員会の意見をという話の中で、本来は必要とあれば請願書に署名をした議員を呼ぶということはあるのかもしれませんが、呼ばなければならないとかあるいは呼ぶことができるということがあるのかもしれませんが、こちらから委員会の尊厳を無視して俺たちの意見聞けよというのも、これも筋違いかなと思うので、そこは後からの追っつけだと思うのですが、いま一度その点ご答弁お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 委員長小松崎 均君。

○総務産業委員長（小松崎 均君） 選挙の関係で、7割の方が原発に反対だということを尊重しなかったのかというような質問でございますけれども、委員会の中で、議論の中で、例えば、先ほど申し上げましたように、原発賛成か、反対かと言われたときに、私は反対ですと。しかしながら、原発関連で働いている方もたくさんいます。そういう方の生活もあります。したがって、そういうところも考慮すれば、拙速に結論を出すことについては非常に難しいという意見もありました。その意見に私は代表されるのかなというふうに思う次第であります。以上であります。

○議長（海老澤 勝君） ほかに質疑ある方ありませんか。

○13番（西山 猛君） 違うだろう。終わってないと言っている。答えてないですよ。答えなくていいと元議長が言っているよ。こんなばかな話どこにあるんだって、しゃべらせない、反対者の意見は聞かない。

○19番（市村博之君） 反対は反対討論でやってください。委員長は、経過と結果の報告だけしか権限はないのだからね。

○13番（西山 猛君） だから、報告について質疑をしてるんじゃない。

○19番（市村博之君） 報告というのは、委員にこういう意見がありましたと委員長が言っているんです。

○13番（西山 猛君） だから、それに対して質疑と言っているんだよ。質疑をしるということ。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩を解いて会議を再開します。

総務産業委員長小松崎 均君。

○総務産業委員長（小松崎 均君） 99条の取り扱いで、当初からその部分については法律に抵触をしているのに、なぜ委員会としてそれを審査をしたのかという質問だというふうに今お伺いしましたがけれども、これは、委員長権限としまして、総務産業委員会に付託をされた部分については委員会に諮らなければならないというふうに会議規則になっておりますから、そのように取り扱ったわけでございます。したがって、委員会の中で議論をして、その部分については、先ほど申し上げましたような形になったという形でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山議員。

○13番（西山 猛君） よくわかりませんが、本当に民意を反映しましょうという議会制民主主義をとっているのかと、私疑問を抱きますよ。いいですか、この請願書そのものが相手方に意思が伝わらないだろうと法律的に思ったときに、その段階で話し合いをすべ

きではないかと思うのです。請願者あるいは請願代表者とか、と思うのですが。それを既に、第2回定例会で審議をして継続審査ということで決着をつけて、その中で、今回不採択にしたという、不採択も採択も継続審査も何も、もともとないではないですか、そういう審議をすること自体おかしいではないですか。それで、さっきの報告の中で、期限があるからそれに合わせて何らかの白黒つけなくてはならないということで決着をつけたのだと言っているではないですか。そうしたら、99条のどうこうという話ではないと私は思うのですがいかがでしょうか。

いずれにしても、今回の知事選に見る、70%を超える東海第二原発の件、これについて、改めて安心安全そして安定した地域をつくるべきだと思います。避難所を設置したからいい、避難自治体と提携したからいい、そういう問題ではなくて、そういうところに行かなくてもいい、避難もしなくてもいい。ミサイルが飛び交ってる時代ですよ。しみじみしてくださいよ、答弁はいいです、結構です。

○議長（海老澤 勝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

15番萩原瑞子君。

〔15番 萩原瑞子君登壇〕

○15番（萩原瑞子君） 15番、政研会の萩原瑞子でございます。

今期定例会に提出されました請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願に、紹介議員の1人として賛成討論を行います。

昭和38年、希望の光、絶対安全な原子力との名目、ふれ込みのもとに、日本で初めて東海村で原子力発電が開始されました。原子力発電によって国民の生活は豊かになり、経済大国と言われるまでに成長し、今日の日本に大きな貢献をしてきました。

原子力発電は、核分裂のエネルギーによって電気を生み出します。同時に膨大な放射能をつくり出します。請願の趣旨にもありますように、6年前、福島第一原子力発電事故を経験しました。人や地域に破滅的な被害を及ぼし、いまだ我が家に帰ることができず避難生活を余儀なくされている方々がいることを私たちは決して忘れてはなりません。

放射能は、人間の手に負えないものであることを目の当たりにしたのが福島第一原子力発電の事故です。活断層が張りめぐらされている日本の国です。地震国日本です。今後も、地震によって福島第一原子力発電の惨事と同じことが起こる可能性は十分にあります。福島第一原子力発電の惨事を二度と繰り返さないためにも、来年寿命40年を迎える東海第二原子力発電、40年の長きにわたり稼動し、これ以上の稼動は重大な事故を引き起こす可能性は大であります。私たちの不安を払拭することはできません。まして、20年延長を容認

することは絶対にできません。

日本の美しい山々、黄金色に染まった水田、輝く海、思いやりの心をもつ日本人、これらを次の時代を担う子どもたちに継承していくことは、私たち大人の重大な責任であります。しかし、福島第一原子力発電事故は一瞬にして全てを失いました。二度と絶えがたい苦しみを味わうことのないことを切に願い、東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願書に賛成をいたします。

また、請願書に対し、短期間の中で、笠間市民等2,737名の方々が署名したことに心から敬意を表します。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

○議長（海老澤 勝君） 3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。

提出されました請願第29-2号 東海第2原発の「20年延長申請」に反対する請願に、賛成の立場で討論いたします。

東海第二原子力発電所は、稼動してから、ことし11月には39年、来年11月には40年を超える老朽化した原発であります。稼動当初は30年であった原発が原則40年に10年延長され、さらに条件をつけて新規制基準に合格することができれば、稼動年限を特別に20年延長し60年間稼動することができるようになりました。

この新規制基準は、世界最高基準のレベルであると政府は言っておりますけれども、原子炉システムにコアキャッチャーなどの欧米では標準的な構造がなく、避難計画などの点でも世界最高レベルのものとは異なるものであると専門家からも指摘されているものであります。原子力規制委員会の田中委員長も、当初は、新規制基準に合格することはその基準に合格したかどうかを示すものであり、安全を保障することとは異なる、このような旨の見解を示しておりました。

東海第二原発は、次のような問題点を持ちます。第1、沸騰水型のため、加圧水型より格納容器の容積が小さく爆発リスクが高い。フィルタつきベント装置が完成しなければ再稼動できません。

次には、津波予測17.2メートルに対して、原子炉は海拔8メートル、防潮堤が完成しなければ再稼動できません。また、完成したとして、この防潮堤が巨大な津波の運動エネルギーに耐えることができるのか、このような議論もございませぬ。

次には、水蒸気爆発を防ぐコアキャッチャーというものがありません。溶けた核燃料が圧力容器を突き抜け水蒸気爆発するのを防ぐ装置がありません。

次には、燃えやすい電気ケーブルを40年以上使用しております。電気ケーブルが燃えますと、原子炉の運転管理に重大な支障が生じます。

次には、使用済み核燃料3,117本も処分のめどが立たず、そのうち2,202本はプールの中で冷却中であります。また、40年の経過で、原子炉圧力容器そのものの脆性の悪化が懸念されております。新規制基準に合格したとしても、安全性が保証されることにはなりません。

次には、危険性の高い東海第二原発の30キロ圏内には96万人、約100万人の県民が住んでおります。笠間市民も30キロ圏内に45%の約3万6,000名が住んでおります。東海第二原発の過酷事故の際、96万名が安全に避難できることは不可能です。それは長く県政を担ってこられた現在の知事が述べているとおりでと思います。過酷事故から市民の安全を守るための最大の対策は、20年延長、再稼動をやめ廃炉にすることです。

県知事選挙では、新人の大井川氏が当選されました。委員長報告で、今回の知事選の笠間市における結果では、再稼動反対を明確にする橋本氏、鶴田氏合計得票を大井川氏の得票が上回っており、この結果も参考にできるとのご報告がございました。得票に関する報道では、NHKの出口調査では、投票した人の約74%が東海第二原発の再稼動に反対であったと。また、ある新聞の調査では、64%が東海第二原発の再稼動に反対、茨城新聞には、東海第二原発の再稼動反対派は、44.6%が橋本氏に、39.7%が大井川氏に、15.7%が鶴田氏に支持を寄せたとの報道が掲載されました。

大井川氏を支持した方の中に東海第二原発に反対する方の支持が多数含まれていると想定されます。投票動向から見ますと、原発に反対の方が笠間市でも64%であると見るのが妥当と考えられます。知事選でどの候補に投票したかにかかわらず、多くの市民、県民が東海第二原発反対の意思を示したと見ることができると思います。新しく知事に就任予定の大井川氏は、再稼動に対して県民の意思を酌み取った上で慎重に判断していきたい、民意を吸い上げながら県民が納得できるような形で進めていきたいと県民の意思を尊重する姿勢を述べられております。

次、地方自治法第99条は、請願の内容が広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心が高いものについては、法定受託事務自治であろうと公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため意見書を議決して、国会または関係行政庁に提出することができる」と記載されていますが、民間事業者への意見書提出はできないとの記載はされておられません。

委員長報告で、民間事業者へ意見書を提出することは適当ではないとの意見が出たのご報告がございましたが、この意見が不採択の理由になることは考えにくいこととあります。また、この意見書の議決に当たって、議会は具体的に、その市町村における公益上の必要性の有無について、自主的に判断し慎重に取り扱うことは当然であるとされており、議会は、具体的に、自主的に市町村における公益上の必要性に基づいて判断すべきと述べております。請願項目第1項目があることが賛成する上で障害になることはありません。

新規制基準に合格しても、安全性が確保されたわけではなく危険性は存在します。知事

選の結果も、原発20年延長申請に反対する意見が多数であることを示すものです。原電への意見書提出は、地方自治法第99条で禁止されていることではありません。

先日、お隣の桜川市議会で、東海第二原発の20年延長反対の請願が全会一致で採択されました。今回、審査されようとしている提案は、党派や知事選でどの候補者を支援したかには関係ありません。党派や思想信条を超えた笠間市民2,700名以上の方々の思いがこもった貴重な署名が記された請願です。総務産業常任委員会での審査で示された対応を超えて、東海第二原発の危険性から市民を守るために、市民の皆さんの願いに応じて、今回、市民団体が提出されました東海第二原発の20年延長申請に反対する請願に、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(海老澤 勝君) 討論を終わります。

これより請願第29-2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(海老澤 勝君) 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決しました。

請願第29-5号 教育予算の拡充を求める請願

○議長(海老澤 勝君) 日程第3、請願第29-5号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

付託委員会の教育福祉委員長から審査の経過並びに結果について報告願います。

教育福祉委員長石田安夫君。

[教育福祉委員長 石田安夫君登壇]

○教育福祉委員長(石田安夫君) 今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査の経過及び結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第29-5号 教育予算の拡充を求める請願については、子どもたちの豊かな学びを実現していくためには、教育環境改善を図ることが重要であることから、願意妥当と認め、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海老澤 勝君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終結いたします。

これより請願第29－5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は採決することに決しました。

陳情第29－2号 特措法に基づく旧平安閣の迅速かつ適切な行政代執行に関する陳情書

○議長（海老澤 勝君） 日程第4、陳情第29－2号 特措法に基づく旧平安閣の迅速かつ適切な行政代執行に関する陳情書を議題といたします。

付託委員会の建設土木委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

建設土木委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託されました陳情について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月6日に委員会を開催し、陳情第29－2号 特措法に基づく旧平安閣の迅速かつ適切な行政代執行に関する陳情書について審査を行いました。

初めに、陳情書にあります特措法、正式には、空家等対策の推進に関する特別措置法について、市が行政代執行できる範囲等を確認するために、所管課である都市計画課職員の説明を求めました。

その結果、旧平安閣につきましては、この法律に基づく特定空き家に認定し、適正管理に関する行政指導はしているものの、現状では、直接敷地外に危害を及ぼすものではないため、陳情内容にあります旧平安閣を更地にするということを、所有者に対し直命令及び代執行はできないことを確認しました。

しかしながら、旧平安閣の現状を見ますと、児童生徒の安全確保や周辺景観を阻害しているため改善の必要性があり、陳情書の趣旨は十分理解できました。そしてまた、行政と

しても、現状を改善すべく適性管理のために現在指導を行っていることも確認しました。

これらのことを踏まえ、委員の意見を集約しますと、関係法に照らして不可能な内容が含まれるため採択にはできないものではないか、また、地域の方々の窮状や行政による適正指導も始めていることなどを踏まえ、不採択にしがたいという意見が出されました。そこで、陳情者の旧平安閣の現状を適正に管理してほしいという趣旨を酌み取り、趣旨採択として採択したところ、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上が、建設土木委員会に付託になりました陳情第29－2号の審査結果であります。議員各位のご理解をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終結いたします。

これより陳情第29－2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立全員であります。よって、本件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第5、認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定についての4件を一括議題といたします。

まず、付託委員会の決算特別委員会委員長から、審査の経過並びに結果についてご報告願います。

決算特別委員会委員長萩原瑞子君。

〔決算特別委員長 萩原瑞子君登壇〕

○決算特別委員長（萩原瑞子君） 15番、政研会萩原瑞子でございます。決算特別委員会委員長の報告を申し上げます。

今期市議会定例会において、決算特別委員会付託になりました案件について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、8日、11日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。審査に当たりましては、適正に予算が執行されたのかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスの向上にどのように貢献したのか、さらには、今後改善を要する点は何かなどの視点から慎重に審査を行いました。

以下、審査の過程での主な質疑、意見について簡潔にご報告を申し上げます。

市長公室所管では、主なものとして、ゆう活プロジェクトの成果、地域デザイン調査研究事業の内容、公共交通維持確保事業の利用率などについて質疑がありましたが、秘書課所管のまちなかガイドシステム運営に係る委託業務の事業効果及び今後の見通しについての質疑に対しては、執行部から、この事業は、平成25年度から導入した事業で、現在、利用者数が1,443名で閲覧回数が1万3,901回あり、平成30年11月まで委託契約の予定であるが、その後については、検証を行い継続するかどうか判断していきたいとの答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、原子力防災用資機材倉庫の建設内容、防災無線管理事業の内容、市税の過年度分の内容などについて質疑がありました。

市民生活部所管では、主なものとして、ふるさと納税の委託業務、出会い創出支援事業の実績、エコフロンティアかさま地域交付金の内容などについて質疑がありましたが、市民課所管の証明書コンビニ交付事業は、証明書発行部数の割には管理運営費用が多いと考えるとの質疑に対しては、執行部から、自動交付機による証明書発行にはマイナンバーカードを取得することが前提であり、現在、マイナンバーカードの普及率は10%弱であるため、マイナンバーカードの普及啓発に努めているところである。証明書発行単価が高いことについては、例えば、仕事を休んで役所に来なくとも、カードを持参していれば近くのコンビニで証明交付が受けられる。そういったメリットを広く浸透させていくことにより、市民サービスの向上につなげていきたいとの答弁がありました。

福祉部所管では、主なものとして、障害者自立支援システム管理事業の内容、障害児保育対策事業補助金の内容、介護健診ネットワークシステムの内容について質疑がありましたが、子ども福祉課所管のかさまぼけっとポータルサイトの登録利用者数1,119人の対象者総数に対する比率及びかさまぼけっとの利用充実に向けた対応についての質疑に対しては、執行部から、主に就学前の児童を対象としているが、ゼロ歳から4歳児、昨年度末まで2,715名いるので半分にも満たない状況である。ただし、昨年度と比較して増加傾向にある。また、サイト利用に当たっては、母子手帳交付時に紹介をしているが、今年度、ポータルサ

イトに新たな機能を追加する予定としており、さらに広く浸透するようPRしていきたいとの答弁がありました。

保健衛生部所管では、主なものとして、小児マル福の所得制限額、予防接種の啓発、がん検診推進事業の内容について質疑がありましたが、健康増進課所管の健康診断受診者の推移についての質疑に対しては、執行部から、がん検診は低迷している状態であるが、クーポン券交付事業は増加している、また、特定健診はふえている状況であるとの答弁がありました。なお、がんは早期発見が重要であることから、いろいろな角度からがん検診受診率向上の推進をお願いしたいとの答弁がありました。

産業経済部所管では、主なものとして、日本一の粟の産地づくりの今後の展望、観光案内所運営委託の内容、つつじ公園内のトイレ改修計画などについての質疑がありました。農政課所管の農地集積協力事業の今後の取り組みについての質疑に対しては、執行部から、平成28年度は、地域集積協力金など事業効果が上がったところであるが、平成29年度は、国の交付金割合が下がってしまい農地集積が進まない状況である。高齢化により農業ができない状況とか、相続したが農業はできないなど状況があることから、今後もこの事業に力を注いでいきたいとの答弁がありました。

都市建設部所管では、主なものとして、公園使用料の内容、市営住宅使用料の滞納者対策、地域おこし協力隊の活動内容、市街地活性化推進事業補助の内容について質疑がありました。なお、委託事業について、全体的に委託経費が多過ぎる、できるだけ委託に頼らない執行体制が必要であるとの意見がありました。

上下水道部所管では、主なものとして、公共下水道普及率、下水道使用料の内容、公共下水道無断接続者の対応などについて質疑がありました。

教育委員会所管では、主なものとして、夏期英語集中プログラムの内容、学力向上支援講師の内容、埋蔵文化財保護事業の試掘内容、図書館敷地の賃借料などについて質疑がありました。学務課所管の特別支援教育支援員の配置効果についての質疑に対しは、執行部から、発達障害を持った児童が授業中に集中できる環境を整えるためには、担任のほかに児童に付き添う専任の先生が必要である。また、他の児童も落ちついた環境の中で事業に取り組めるとの答弁がありました。

また、生涯学習課所管の笠間城址保存整備調査後の今後の展望についての質疑に対しては、執行部から、調査結果を踏まえて国指定の史跡になればと考えているが、国指定は申請に基づくものではなく、あくまでも国の審議会において指定するものであり、現在そのために調査を実施しているところであるとの答弁がありました。

消防本部所管では、主なものとして、集中豪雨時の避難計画、消防団の出勤手当、火災緊急事業の最近の傾向などについて質疑がありました。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見でありました。

次に、討論では、横倉委員より、認定第1号 平成28年度一般会計及び同特別会計歳入

歳出決算について反対の討論がありました。

次に、当委員会に付託となりました案件の採決の結果であります。

認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成28年度笠間市水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。

認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

判断の基準は、予算の執行が適正に行われているか、目指すべき政策効果を上げているか、市民生活や福祉の向上に貢献しているかどうかであります。

第1は、市の職員の身分、雇用の問題です。市の行政施策を第一線で支える市の職員の中で、臨時職員が全体の28.7%を占めています。保育士に至っては、93名中74名が臨時職員で79.6%に、前年より3.6%高くなっています。図書館においても、42名中26名臨時職員であり61.9%を占めている状況です。資格を持ちながら、正職員と同じ仕事をしながら、身分や雇用が不安定であります。労働条件も低水準であります。何年働いても年収200万円に届きません。しかも、臨時職員のほとんどが女性であります。本市が取り組んでいる男女共同参画社会、女性の地位の向上に逆行しています。常時必要とする職員は正規職員にすべきです。

第2は、消防団員の出勤手当についてです。消防団員の確保が難しくなっています。消防団員は、火災や災害救助出勤要請があれば、それぞれ個々の本業を差しおき出勤するわけです。出勤1回当たり2,000円です。総務省からも、消防団員の出勤手当が低過ぎる、改善をするよう通達が出されていますが改善されていません。人口10万人規模に該当と言われますが、笠間市は10万には達していなくても消防団員の仕事に変わりはありません。出

動手当を引き上げるべきです。

第3は、人権同和対策についてです。国は、2002年に同和対策事業を終結させています。部落問題は基本的には解決されています。同和事業への助成はやめるべきです。

第4は、戦没者追悼式典についてです。式典が業者に委託され217万1,772円が支出されています。遺族の方も年々減少し、参加者も少なくなっています。式典を業者に委託するのではなく、小中高生も参加し、市民が平和について考え学び合える式典に見直すべきと考えます。

次に、国保特別会計です。国保では、国保財政への支援が低過ぎます。本市の国保加入者は2万1,417人、世帯数では1万2,521世帯で、全世帯の40.6%を占めています。国保加入者1世帯の平均年間所得は168万7,213円であります。また、1人当たりの国保税は9万7,424円です。所得に占める国保税の割合は約10%にも近くになり高過ぎます。国保加入世帯の所得がゼロから50万円未満の世帯は全体の38.2%を占め、また、所得100万円未満の世帯ですと52%という状況です。

国保加入者は、高齢者や低所得者、無職者が多く財政基盤がもともと脆弱であり、公的健康保険の中で唯一社会保障として位置づけられています。滞納世帯が14.9%もあり、滞納世帯には資格証明書や短期保険証が発行され、必要な医療が受けづらくなっています。高過ぎる国保税の引き上げはどうしても必要です。一般会計からの法定外繰り入れは1,500万円であり、1人当たり700円です。余りにも低過ぎます。財政調整基金の活用も含め、高過ぎる国保税の緩和に社会保障としての取り組みを強め、しっかりした財政的支援に力を入れるべきです。

介護保険特別会計では、改定のたびに介護保険利用料が引き上げられてきました。保険料の負担が重くなっています。年収18万円以下の高齢者は、年金天引きではなく普通徴収であり、3,877人が該当しています。しかし、そのうち1,137人、29.3%の方は、保険料が払えず滞納している状況です。このような状況は、介護が必要になっても、利用料が払えず介護サービスを受けることが困難になっています。

また、利用料についても、制度の改定で、遺族年金や障害者年金も所得に加算されることになりました。一定の所得を超えれば、介護利用料が1割から2割になりました。保険料を払っていても、お金がなければ必要な介護サービスが受けられません。介護は、社会的に支える介護保険ができたわけですが、低所得者を排除していくような改定の仕組みは改めるべきです。

以上の点から、決算認定に反対を表明し討論を終わります。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 20番小藺江一三君。

〔20番 小藺江一三君登壇〕

○20番（小藺江一三君） 簡単に賛成討論を行います。

平成28年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論を行います。

予算執行状況において、限られた財源を地方創生基金を初めとする諸基金並びに国、県の補助を活用し、市の発展と福祉の向上に寄与しており、教育予算においては、教育環境の充実、教養を高め人格形成のための教育内容の充実、少子化に伴う各小学校の運営に。福祉部におきましては、少子高齢化に伴う行政手腕が問われる困難な状況の中、乳幼児予算、各種予防医療の充実、障害者、低所得者への支援。産業経済部においては、大規模農業経営に即した民主的な農地の集積、各土地改良事業、自立農家の支援、商工業の育成。都市建設部においては、地域間交流並びに格差を縮小する目的とした幹線道路の整備及び生活道路の改善、岩間、笠間、友部の各地区の拠点整備及び各所管において有害な石綿管の交換、市民の生活環境の整備等々を行っております。

一部繰越明許費が見られましたが、地権者との交渉ごとであり、万やむを得ないことであり、各部局とも市民が安心して安全に暮らせるまちづくりに適切に予算が執行され、平成28年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について賛意を表するものであります。

一つつけ加えますれば、今後の予算編成事業の計画推進に当たりましては、職員の具申に謙虚に耳を傾けられることを希望し、賛成討論といたします。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、認定第1号 平成28年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開します。

次に、認定第2号 平成28年度笠間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成28年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成28年度笠間市立病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例について

議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例について

議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第66号 笠間市債権管理条例について

議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例について

議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）

議案第69号 工事請負契約の締結について（市民センターいわま改修工事）

議案第70号 和解について

議案第71号 和解について

議案第72号 和解について

議案第73号 和解について

議案第74号 和解について

議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議案第77号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第81号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第6、議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてないし議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の23件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を願います。

初めに、総務産業委員会委員長、お願いいたします。

総務産業委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会におきまして、総務産業委員会に付託をされた議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 笠間市税条例の一部を改正する条例について、議案第66号 笠間市債権管理条例について、議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）、議案第69号 工事請負契約の締結について（市民センターいわま改修工事）、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、以上6件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第66号 笠間市債権管理条例については、条文第14条第7項の時効の援用とはと質疑があり、執行部より、債権は、時効の期間が過ぎても自動的に消滅するものではない、債権者が時効を過ぎたので納めないという意味を示さない限り債権は消滅することはなく、この意思を表示することが時効の援用であるという答弁がありました。

次に、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、財政課所管では、財政調整基金繰入金の高残についての質疑があり、執行部より、今回の補正分、今年度の利子を含めて66億3,327万2,514円との答弁がありました。

次に、農政課所管において、不動産鑑定委託料計画、業務設計委託料、基礎調査業務委託料の用途についての質疑があり、これらは全て、道の駅関連経費であるとの答弁があり

ました。

次に、商工観光課所管において、つつじまつり入場料の減額補正の理由について質疑があり、ことしは開花期間が短く入場者数が減ったためであるとの答弁がありました。また、委員から、つつじまつりの収入増加のためには、開花状況に合わせて期間に幅を持たせて開催すべきであるという意見がありました。

なお、議案第66号 笠間市債権管理条例については、条例は、市の債権を無理に収めさせることで経済的に相手方の生活を脅かすことのないものと理解し、賛成であるとの賛成討論がありました。

また、議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）では、指定管理者のもとで働く従業員の待遇改善条件に多くの問題があり、労働条件の低下がワーキングプア層を生み出す一つの要因になるとともに、サービスの低下につながるものが懸念されるとの理由から反対討論があり、採決の結果、議案第61号、62号、66号、69号、75号は全会一致により、議案第68号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、教育福祉委員会委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例について、議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例について、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、議案第76号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第78号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）、以上9件の付託議案の審査をいたしました。

審査の過程での主な質疑、意見等についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、老人福祉センターいわまが解体されることに伴い、センターで実施していた入浴施設の代替の考え方や、現在実施している配食事業や、いきいき通所事業が、今後は、地域交流センターいわまで実施されるに当たっての一般利用客との兼ね合いについ

て質疑がありました。これに対して、執行部から、入浴施設の代替としては、はなさかの利用を代替としていること、また、配食事業やいきいき通所事業と一般利用客との兼ね合いについては、主管課の市民活動課と十分すり合わせをしていきたいとの答弁がありました。今後、施設の利用体系については、十分に市民へ周知し対応されたいとの意見がありました。

次に、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）では、子ども福祉課、高齢福祉課、生涯学習課、公民館所管分について、それぞれ質疑がありました。

子ども福祉課所管では、放課後児童健全育成事業補助金の内容で2団体が新規開設されたことであるが、これにより児童クラブの待機児童は解消されたのかとの質疑に対し、笠間、友部地区では、2団体が新規開設されても待機児童は解消されない。今後も、民間の団体を支援していく形で待機児童の解消に努めていきたいとの答弁がありました。

高齢福祉課所管では、地域医療介護総合確保基金事業補助金の補助率、今後の見通し、個室改修のメリットについての質疑に対し、補助率10分の10で、今後も、この事業を継続し要望に応じた対応をしていきたい。また、個室の改修については、プライバシーの確保が不十分ということで、入居者さんの安心に配慮した改修ということで考えているとの答弁がありました。

生涯学習課所管では、笠間城のパネル委託料であるが、どこにパネルを展示し、どのような形で利用していくのかとの質疑に対し、旧井筒屋の2階に歴史展示コーナーが来年の春先に予定されており、その展示コーナーに笠間城の3D画面、ジオラマという形で展示していくものであるとの答弁がありました。

公民館所管では、公民館の改修工事が10月から予定されているが、工事期間中における公民館にかわる他の施設利用の対応についての質疑に対し、公民館を利用している団体には、既に説明会を実施し周知していることであるが、申し込みに当たり、相談があれば施設の紹介等対応しているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）では、介護予防サービス計画費収入について今後の見通し、また、今回の補正額は何人分に相当するのかとの質疑に対し、ケアプラン作成であるが、今後もふえていく見込みである。今回、総合事業に移行した中で、総合事業に係るケアプランについては、市の職員が作成するので無償になっているところではあるが、当初の見込みより、実際は、介護保険サービスを利用する方が多かったため収入がふえているところである。毎月520件ほどの要支援のサービスがあり、そのうちこの収入を見込んでいるのは、月平均400件ぐらいになっているとの答弁がありました。

次に、議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）では、建設確認申請手続について、当初予算で計上できなかった理由は何かとの質疑に対し、建物の大きさにより中間検査の回数が決まるが、当初予算の段階では1回部分しか計上していなか

った。今回、中間検査4回実施することになったため補正するものであるとの答弁がありましたが、今後は、庁内の専門部署と確認の上、計上漏れがないようにされたいとの意見がありました。

次に、討論であります。議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例については、岩間保健センターの移転を前提としての条例案であり、岩間保健センターの利便性や機能の低下につながる懸念があるため反対であるとの反対討論がありました。

また、議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例については、指定管理者で働く職員の待遇、労働条件に多くの課題があり、労働条件の低下はサービスの低下につながり、ワーキングプアを生み出す懸念があるため、条例案に反対であるとの反対討論がありました。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第64号及び議案第67号につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきもの、議案第65号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号及び議案第83号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月6日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例について、議案第70号から議案第74号 和解について、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、議案第80号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）、以上10件の付託議案の審査を行いました。

審査の経過での主な質疑、意見及び審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、都市計画課所管において、住宅管理費中、賃金の減額は、空き家コーディネーターの採用を見送ったためとのことであるが、その代替はどのようになるのか、その質疑があり、再任用職員で対応するとの答弁がありました。

次に、まちづくり推進課所管においては、寄附を受けた物件を移住体験施設として運営

していく経費と、これまでによる移住者の実績と費用対効果を考慮すべきとの意見が出ました。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げましてご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。

今次、第3回定例会に提出された議案に対する反対討論を行います。

まず、議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

笠間芸術の森公園の駐車場使用料を、イベント時、陶炎祭や笠間浪漫等に引き上げる計画であります。30人以上の大型乗り合い型自動車を1,020円から1,500円に、乗り合い型自動車を510円から1,000円に、普通車及び軽自動車を300円から500円に引き上げようという計画であります。

これは、観光客の誘致に取り組んでいる中で適切ではないと考えます。収益を上げようとするのであれば、多くの観光客に来ていただいて買い物をしていただくというのが本筋ではないかと思います。マイカー、バス等で訪れた観光客の方々が、渋滞の中30分も40分も駐車場前で待つのが恒例になっています。駐車料金の引き上げということになれば負担感が増すのではないのでしょうか。また、笠間の観光イメージの向上につながりません。よって、この条例案に反対いたします。

次、議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

この計画に伴って、岩間保健センターの機能の一部が移転をし、地域住民が享受する保健機能の利便性、機能性の低下につながる懸念があります。よって、この条例案に反対いたします。

次、議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

第1条の設置には、太平洋戦争末期に特攻隊員として多くの若者を戦場に送り出した筑波海軍航空隊が置かれていた笠間市が旧筑波海軍航空隊司令部庁舎を保存し、並びに特攻隊員を主とした当時の関係者の遺品や資料を保存し、展示することにより、歴史への理解を深め世界の恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上並びに地域の振興に寄与するためと目的が示されています。

第3条業務には、その3項に、筑波海軍航空隊及び地域の戦史における戦争体験の継承が定められており、設置目的やその業務には、市民要望に応えた積極的な内容が示されており、設置への期待は大きいものがあります。

しかし、第10条、第11条、第12条に規定されている指定者管理制度は、職員の低賃金など待遇、労働条件に課題があり、生計が成り立たない心配がございます。一般勤労者が必要とされるのと同等の待遇、労働条件が必要だと考えます。労働条件の低下は、勤労者に貧困をもたらすワーキングプア層を生み出す懸念があり、これはまた笠間市の活力を低下させる要因となり、広い意味でのサービスの低下にもつながるのではないかと考えます。よって、この条例案に反対いたします。

次、議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）に反対の立場で討論いたします。

指定管理者制度は、先ほども述べましたように、職員の低賃金など労働待遇条件に課題があり、多くは適切な賃金、労働条件で統一されてはおりません。労働条件の低下は、勤労者に貧困をもたらすワーキングプア層を生み出す要因の一つとなるとともに、広い意味でのサービスの低下につながる懸念があるため反対いたします。

次、議案第70号 和解についてないし議案第74号 和解について、一括して反対の立場で討論いたします。

これらの条例案は、市内の市営住宅に居住する5名の市民が滞納した家賃、それぞれ28カ月で53万3,400円から40カ月168万3,110円の支払いを求めて、市が民事訴訟として、笠間簡易裁判所に提訴し和解に持ち込もうとするものです。そして、和解の内容は、毎月滞納分、滞納分割金としての5,000円と家賃2万1,660円の計2万6,660円から滞納分割金2万円と家賃1万9,170円の計3万9,170円のそれぞれの額、5名の方が支払うこととなります。

また、分割金の支払いが2カ月滞ると残金を直ちに一括して支払う。さらに、家賃滞納額が3カ月分に達すると本件市営住宅を直ちに明け渡す。さらに、明け渡しをしないときは、毎月家賃等月額額の2倍の損害金を支払うという内容です。

市営住宅の入居基準、条件の中の所得基準では4人世帯、つまり両親、未就学児2名の例では、上限額が265万6,000円です。入居できる世帯は全てそれ以下の所得であります。入居する時点で必然的に低所得者の方が多く、低所得者を助ける制度となっているのが市営住宅であります。対象となっている5名の方全員に対して、今次提出された条例案には、相手方、これは家賃滞納者のことですが、本件市営住宅家賃等の一括支払いが困難な状況

であると記載されております。経済的に困難を抱えている方々であるとしています。

市営住宅に入居できることにより多くの市民が助かっています。今回の措置は、民事訴訟を通じて和解に持ち込み強制執行も可能な状況にできる措置であり、困難を抱える世帯を追い詰める措置となり、行うべきではないと考えます。

市営住宅への入居は、生活に困窮する世帯を支援する福祉的な性格を持ちます。市が行うべきは、困難を抱えた市民を追い詰めることではなく、市民に寄り添い、市営住宅がその役割を果たせるよう支援することであると思います。よって、この条例案に反対をいたします。

議員各位におかれましては、上記の討論の趣旨にご賛同をいただきたくお願い申し上げ、反対討論といたします。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第61号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 笠間市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 笠間市債権管理条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 筑波海軍航空隊記念館の設置及び管理に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターいわま）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 工事請負契約の締結について（市民センターいわま改修工事）について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 和解についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 和解についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 和解についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 和解について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 和解についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成29年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成29年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成29年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。

教育福祉委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後零時02分休憩

午後零時03分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（海老澤 勝君） 日程第7、委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現していくためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのためには、教職員定数改善など政策が最重要課題となっています。また、義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しています。国の政策として財源確保をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

よって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるため、地方自治法第99条の規定により、国等への意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により教育福祉委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして説明といたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議されました議案の審議も全て議了いたしました。

これにて平成29年第3回市議会定例会を閉会いたします。

長い間ご苦労さまでした。

なお、この後、午後1時より全員協議会を開きます。昼食のため1時までは休憩といたします。よろしく願いいたします。

午後零時06分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 橋本良一

署名議員 石田安夫